

第1回多治見市地域包括支援センター運営協議会議事録

日 時：平成28年6月30日（木）

13:30～14:30

場 所：精華地域包括支援センター 2階

出席： 荒木登志枝委員、小栗武仁委員、後藤達彦委員、谷加代子委員、橋本和夫委員
長谷川洋子委員、山田隆司委員、山中克仁委員、渡辺博貴委員
(アイェヲ順)

欠席： 小鞠清子委員

事務局

福祉部： 瀨瀨福祉部長

高齢福祉課： 杉村課長、春田リーダー、小栗リーダー、早瀬、加藤

社会福祉協議会 地域福祉課： 澁谷課長

精華地域包括支援センター： 森

事務局

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から平成28年度第1回多治見市地域包括支援センター運営協議会を開催します。

私は、会長が互選されるまで司会進行をいたします高齢福祉課長の杉村でございます。よろしくお願いいたします。

会議開催にあたりまして、福祉部長より挨拶を申し上げます。

福祉部長

こんにちは。福祉部長の瀨瀨昭司でございます。よろしくお願いいたします。本日は今年度初の多治見市地域包括支援センター運営協議会及び多治見市地域密着型サービス運営委員会ということで、先ほど課長からも紹介がありましたが事務局の方も職員が替わっておりますし、委員の皆様方についても今年度から新しく委嘱をさせていただきました。よろしくお願いいたします。地域包括支援センターにつきましては、今年度の4月に精華包括が開設しまして、これで合計5ヶ所ということですが、高齢者保健福祉計画の中には6ヶ所にしていく計画があります。平成29年度には北栄校区に包括ができると全域が網羅されます。今日は色々なお立場でご意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局

会議に入る前に資料の確認をさせていただきます。

資料AからC、資料1～4までは事前に配布させていただいております。

本日の資料として、資料A名簿の差し替えをお願いします。追加資料として、資料1-3、資料5、資料6を配布させていただいております。また、最後のページに地域密着型サービス運営委員会の資料を配布させていただきました。

続きまして、委員の委嘱ですが、委嘱状につきましては、本来なら委員の皆様おひとりずつにお渡しするところですが、時間の都合上、各委員の皆様のお席に配布させていただきましたのでご確認をお願いします。

それでは、本日は委員委嘱後の初めての会議になりますので、委員の皆様から簡単に自己紹介をお願いします。

委員

—委員自己紹介—

事務局

事務局側の自己紹介をさせていただきます。

事務局 —事務局、社会福祉協議会、精華地域包括支援センター—
 それでは、本日は委員委嘱後最初の会議でございますので、多治見市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第5条により、会長、副会長の選出をお願いしたいと思います。委員のうちから互選するとなっておりますが、どなたか推薦等ございますか。
 事務局一任ということでよろしければ、事務局に案がありますので、発表させていただきます。
 それでは、会長に「山田委員」、副会長に「小鞠委員」をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

委員 —異議なし—
 それでは、ここからの進行は会長にお願いします。
 なお、本日の会議の議事録につきましては、事務局で取りまとめの上、委員の皆様にご確認いただいてから委員名は公表せずホームページ上で公開させていただきます。よろしくをお願いします。

会長 それでは、これより議題に入ります。議題1. 地域包括支援センター 平成27年度事業報告について事務局から説明をお願いします。

事務局 —資料に基づき説明—
 資料1-1 平成27年度多治見市地域包括支援センター事業報告
 資料1-2 平成27年度地域包括支援センター事業報告書
 資料1-3 かわら版
 資料2-1 平成27年度地域包括支援センター自己評価表（太平）
 資料2-2 平成27年度地域包括支援センター自己評価表（滝呂）
 資料2-3 平成27年度地域包括支援センター自己評価表（南姫）
 資料2-4 平成27年度地域包括支援センター自己評価表（笠原）
 資料3-1 平成27年度多治見市高齢者支援センター事業報告
 資料3-2 平成27年度事業報告

会長 事務局の説明について、ご質問やご意見はございませんか。
 委員 評価方法について毎年やっていますが、どのような意味合いがありますか。満足度など問わないと自己評価なので全部「できている」となっています。質についての評価はしっかりされていますか。
 事務局 高齢者支援センターと包括支援センターはどのように違いますか。市民の人はわかっていますか。
 事務局 包括支援センターの仕事を助けてもらう補助機関として高齢者支援センターを位置づけています。包括支援センターでは地区範囲が広範囲になるため、訪問や教室、相談等は高齢者支援センターとして、役割分担しながら活動しています。地域包括支援センターは介護保険で決められた全国一律の施設で、市町村で設置義務があります。主任ケアマネ、社会福祉士、保健師または看護師の専門職の配置も義務付けられています。平成18年から開設していますが、当初は3か所しか設置できなかったため、多治見市独自で包括を補助する機関として高齢者支援センターをつくりました。独自のものなので、徐々に包括支援センターを増やし高齢者支援センターを廃止していく方向です。包括支援センター増設については議題3で説明させていただきます。
 委員 高齢者支援センターはスタッフの資格が問われることはないということですか

事務局
会長

駐車場代です。土地を借りているところにお支払しています。
その他意見等ございませんか。
—その他意見なし—

会長

それでは、次の議題に入ります。議題3. 地域包括支援センターの増設計画について、事務局から説明願います。

事務局
会長
委員
事務局

—資料5に基づき説明—

事務局より説明がありましたが、何かご質問はございませんか。

北栄地域においても順調に配置ができそうですか。

早めに方向性を示すことにより手を挙げていただけそうな法人さんの心づもりもできるかと思われま。精華包括を募集するにあたり、仁寿会さん以外にも手を挙げてくださったところがあります。北栄地域でも、市としては手を挙げていただけるところが複数あると考えています。来年度4月には選考委員会を立ち上げ、スケジュール、募集要項をつくり、できるだけ早く募集したいと考えています。

会長

他はいかがでしょうか。

—その他意見なし—

会長

それでは、次の議題に入ります。議題4 その他について、事務局から説明願います。

事務局
会長

—資料6に基づき説明—

事務局より説明がありましたが、何かご質問はございませんか。

—意見なし—

今後も、平成27年度と同じように自己評価を行い、報告いただくこととなります。これをもちまして、第1回 地域包括支援センター運営協議会を終了します。